

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ



令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



国税庁

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

